

埼玉県庁

任期付職員
(一般事務)

育児休業等代替職員



令和8年度

登録者募集中！

登録試験は作文試験です。

NEW!! いつでも、どこでも受験いただくことが可能になりました！



WEBから申込



好きな時に受験



合格



採用候補者名簿へ登録

※令和8年度は、会場での試験は実施しません。

お問い合わせ

埼玉県 総務部 人事課
☎ 048-830-2418
✉ a2425-03@pref.saitama.lg.jp

埼玉県 育児代替

検索



埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっち

1 育児休業等代替職員・任期付短時間勤務職員について

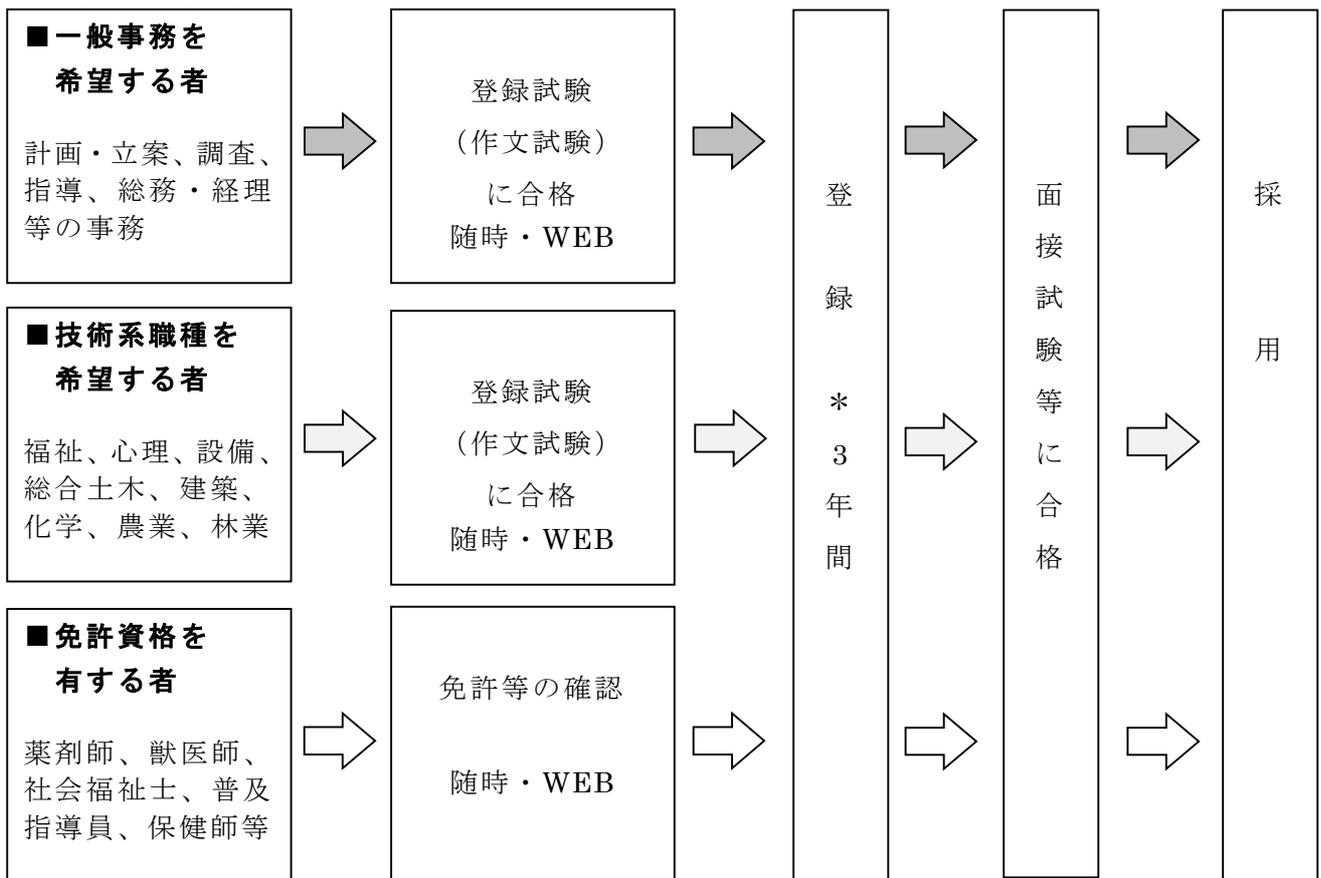
育児休業等を取得する職員の代替として任期を定めて勤務していただく職員を「**育児休業等代替職員（登録区分A）**」、育児短時間勤務を行う職員の代替として任期を定めて勤務していただく職員を「**任期付短時間勤務職員（登録区分B）**」といいます。

どちらの職員についても、試験等を経て採用候補者として名簿に登録されたのち、育児休業等又は育児短時間勤務を行う職員がいた場合に、希望勤務地等を考慮の上、面接試験等を実施し、合格者を採用します。

そのため、**登録されても、育児休業等又は育児短時間勤務を行う職員の状況により、採用されない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。**

名簿に登録されるためには、随時実施する登録試験（WEB）を受験し、合格する必要があります。なお、技術系職種（福祉、心理、設備、総合土木、建築、化学、農業、林業）及び免許資格（獣医師、社会福祉士、保健師、普及指導員等）を有する者についても、随時申込みを受け付けていますので、詳しくはそれぞれの登録区分の登録案内等を御確認ください。

【採用までの流れ】



※ 「育児休業等」とは、育児休業や配偶者同行休業といった、法律及び条例に基づき任期付の代替職員を採用することができる制度を指します。

※ 職員の育児休業等、育児短時間勤務の期間によりますが、**1回の任期は育児休業等代替職員で3年未満、任期付短時間勤務職員で最長1年（職員の育児短時間勤務の状況に応じて更新の場合あり）**となります。

※ 採用候補者名簿への掲載は3年間です。一度登録された方は、登録の抹消を希望しない限り3年間登録は継続されますので、1回の任期が終了しても、名簿登録有効期間内に別の育児休業等を取得する職員等がいた場合に、再び勤務することができます。なお、採用日が登録期間内であれば、任期の終期は登録期間外であっても採用されることができます。

※登録試験に合格された方は、希望により「育児休業等代替職員（登録区分A）」か「任期付短時間勤務職員（登録区分B）」または両方に登録できます。

2 登録区分、主な職務内容及び登録要件

登録区分 登録予定人員	主な職務内容等	登録要件
一般事務等を 希望する者	計画・立案、調査、総務・経理等	〔年齢〕 平成20年4月1日以前生まれの人 (令和8年4月1日現在18歳以上) 〔資格〕登録試験に合格した人 〔国籍〕日本国籍

※ 職務内容は上表で挙げたもの以外にも多数あります。採用に当たっては、学歴・職歴等の経歴や技術、知識等を考慮し、配属先の検討を行います。

※ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者は登録できません。

(以下はその内容です。)

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 同一の登録区分について、同一年度内に複数回受験することはできません。

3 申込手続

(1) 試験の申込から解答の提出まで

ア 以下の URL または二次元コードから申込フォームにアクセスして、必要事項を入力し、「送信」ボタンを押してください。

<https://forms.office.com/r/3xJYqZb427>



イ 送信が完了すると、試験問題やその他登録に必要な質問事項が記載されたフォームの URL が送信されます。URL からフォームに入り、必要事項を入力し、試験問題に解答してください。すべての項目を入力し終えたら、最後に「送信」ボタンを押して提出してください。

なお、解答に制限時間はありませんが、必ず受験者本人が入力する必要があります。また、試験問題を第三者に伝えてはいけません。

(2) 合否の連絡

登録試験の合否は、試験解答時に入力いただいたメールアドレスにお送りします。また、合格者には合わせて登録期間を通知いたします。

(3) 登録試験の内容

試験種目	試験内容
作文試験	文章による表現力、課題に対する理解力、その他の能力について、700字～900字の記述式による作文試験を行います。

4 登録後採用されるまで

(1) 採用されるまでの流れ

一般事務等を希望する者は登録試験合格後、育児休業等代替職員又は任期付短時間勤務職員採用候補者名簿に登録されます。登録者の中から、希望勤務地等を考慮の上、さらに面接試験及び実地試験（簡単なPC操作）を実施し、合格者が採用されます。

面接試験等を実施する際には、現在の就業状況等を確認するために、電話又は電子メールで連絡を行います。なお、**職員の育児休業等の状況によっては採用されない場合もあります。**

採用される場合、配属先や任期については、採用のおよそ1週間前に内示します。

(2) 採用検討ポストの県HPへの掲載

育児休業等代替職員及び任期付短時間勤務職員の任用を検討しているポストを県HPに掲載しています。HPに記載している留意事項をご理解いただいた上で、登録試験受験の参考としてください。

5 採用されてから

【登録区分A】育児休業等代替職員

育児休業等代替職員は、任期が定められていることを除き、給与、勤務時間、服務等について任期の定めのない職員と同様となります。

(1) 任期

職員の育児休業等の取得期間を任用の限度として任期を定めて採用します。任期は、概ね6月以上3年未満ですが、採用時に決定することとなります。

(2) 給与

給与月額*1	期末・勤勉手当
約22万千円～約29万6千円	4.65月（令和7年度実績）*2

給与月額は、経歴に応じて決定します。また、条例に基づき支給要件に該当する場合には通勤手当、時間外勤務手当その他諸手当が支給されます。

*1 給料月額及び地域手当月額の合計。給与月額は、令和8年2月1日現在におけるものです。

採用時までには給与改定があった場合はそれによります。

*2 期末・勤勉手当は、勤務期間や勤務成績に応じて支給されます。

(3) 勤務時間・休暇

ア 勤務時間は、原則として、8時30分から17時15分までです。

イ 休暇は、任期に応じて最大年間20日の年次休暇、及び結婚・忌引・出産等の場合に与えられる特別休暇等があります。

(4) その他

育児休業等代替職員は、職員の育児休業等の状況によっては人事異動を行う場合があります。また、育児休業等代替職員への採用は、任期の定めのない埼玉県職員としての採用とは無関係であり、職員採用の際に優先されるものではありません。

【登録区分B】任期付短時間勤務職員

任期付短時間勤務職員は、育児短時間勤務を行う職員の状況によって、勤務条件が異なります。

(1) 任期

職員の育児短時間勤務を行う期間を任用の限度として任期を定めて採用します。任期は最長1年ですが、職員が育児短時間勤務を行う期間に応じて、更新されることもあります。

(2) 給与

任期付短時間勤務職員の給料月額、過去の職務経験などから決定される給料月額(週38時間45分勤務)に、1週間に勤務する時間に応じた割合を乗じて算出します。

(例) 一般事務の場合

	給与月額*1	期末・勤勉手当
週14時間10分勤務	約8万円～約10万8千円	4.65月(令和7年度実績)*2
週19時間20分勤務	約11万円～約14万7千円	

給与月額は、経歴に応じて決定します。また、条例に基づき支給要件に該当する場合には通勤手当その他諸手当が支給されます。

*1 給料月額及び地域手当月額の合計。給与月額は、令和8年2月1日現在におけるものです。

採用時までには給与改定があった場合はそれによります。

*2 期末・勤勉手当は、勤務期間や勤務成績に応じて支給されます。

(3) 勤務時間・休暇

ア 勤務時間は、職員の育児短時間勤務状況に応じて、週14時間10分から週19時間20分の間となります。具体的な勤務曜日や勤務時間については、後日個別に決定します。

イ 年次休暇は、勤務形態や1週間当たりの勤務時間等に応じて与えられます。

(例) 週19時間10分勤務：1日当たり3時間50分、週5日勤務(土日休み)の場合

年次休暇…1年当たり 3時間50分×20日間付与(日数は採用日によって異なる)

(4) その他

任期付短時間勤務職員は、原則として任期中人事異動は行われませんが、職員の育児短時間勤務等の状況によっては人事異動を行う場合があります。

また、任期付短時間勤務職員への採用は、任期の定めのない埼玉県職員としての採用とは無関係であり、職員採用の際に優先されるものではありません。

6 申込時の注意

ア 氏名・住所等の入力内容に誤りがないか必ず確認してください。特にメールアドレスについては、合否連絡に使用いたしますので、間違いのないようにしてください。

イ 登録区分は、登録を希望する区分を入力（チェック）してください。

ウ 「職歴」欄の「現在」欄には、現在、正規・アルバイト等を問わず勤務していれば、勤務先など必要事項を記載してください。職に就いていない期間は記載不要です。

エ 「雇用形態」欄には、「正規」「アルバイト（週○日、○時間）」等、雇用の形態を記載してください。

オ 「職務内容」欄は、勤務先における職務の内容を簡潔に記載してください。

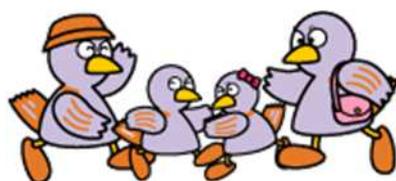
カ 「希望勤務期間」欄は、勤務を希望する期間を入力（チェック）してください。（複数可）

キ 「希望勤務地」欄は、勤務を希望する地区を入力（チェック）してください。（複数可）

ク **〔任期付短時間勤務職員（登録区分B）を希望する方のみです〕**

「基本情報（勤務可能時間）」は、勤務することが可能な曜日と時間帯を確認するものです。

「始業時間」欄、「就業時間」欄それぞれ入力（チェック）してください。なお、この欄の記載は、登録者の配属を検討する際に参考とします。



埼玉県のマスコット コバトン

この登録についてのお問い合わせは…

◇電話によるお問い合わせ

【お問い合わせ先】

埼玉県 総務部人事課 人事管理担当

電話 048(830)2418

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

【お問い合わせ時間】

午前8時30分～午後5時15分 (土曜日・日曜日・祝日を除く)

◇インターネットによる登録情報の提供

埼玉県ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0201/ikukyuudaitai/>